

木古内町立木古内中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 北海道 いじめ防止対策推進法 第一章 第二条抜粋

(2) いじめに対する基本的な考え方

(ア)

いじめは全ての生徒に関係する問題であり、どの学年、どの学級でも起こりうるものという基本的な認識に立ち、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための、未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(イ)

いじめは、学校内だけで起こるものではなく、インターネットなどを通じて、いつでも、どこでも起こりうるものという基本的な認識に立ち、生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめに向かわせないための、未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(ウ)

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめ防止対策委員会を中心に、いじめに対する認識を全教職員で共有し、全教職員は解決に向けて意思統一をし、多様な角度、方法で対応に取り組む。

(エ)

いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指し対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

教頭、生徒指導部、各学年担当者、及び心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者からなる、いじめ防止対策委員会を必要に応じて開催する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

職員会議において、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

(ア)

「教育相談アンケート」や「いじめアンケート」の査結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

(イ)

ソーシャルスキルやコミュニケーションスキルのトレーニングを実施し、対人交流能力の素地を養う。

(ウ)

規律ある生活習慣を基本とし、生徒1人1人の居場所づくり、絆づくりを大切にし、自己有用感を感じさせる。

(2) 道徳教育の充実

道徳教育の充実をはかるとともに、全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 学習指導の充実

分かる・できる授業の実践に努め、生徒一人一人が活躍し、自己肯定感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(4) 相談体制の整備

(ア)

生徒が援助希求しやすい関係づくりを心がけ、担任、学年団関係なく、生徒の思いをくみ取るように努める。

(イ)

定期的なアンケート調査、教育相談の充実をはかる。

(ウ)

Hyper-QUや子供理解支援ツールほっとなどを利用し、学級集団の理解に努める。

(5) 縦割り班活動の実施

校内陸上等の縦割り班活動のなかで、リーダーシップや生徒同士が協力、協調することを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(6) 生徒によるいじめ防止に関する活動

学期1回、生徒会企画による集会を行い、いじめを許さない雰囲気づくり、仲間づくりを行う。

(7) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

生徒のインターネットに関する使用状況調査やネットパトロールを行い、現状把握に努めるとともに、生徒に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。

(8) 学校相互間の連携協力体制の整備

小学校や高校と情報交換を密にし、授業や学級づくりなど連携をはかる。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

5 いじめに対する早期対応

(ア)

いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

(イ)

いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。

(ウ)

いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(エ)

いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

(オ)

事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(カ)

犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

(ア)

いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

(イ)

いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

(ウ)

児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

※「いじめ防止対策推進法」より

(2) 重大事態への対処

(ア)

重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。

(イ)

教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

(ウ)

上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

(エ)

上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。